

情報通信審議会情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会（第2回）会合 議事要旨（案）

- 1 日時 平成23年12月2日（金）10時00分から10時50分
- 2 場所 総務省8階 第4特別会議室
- 3 出席者（敬称略、順不同）
  - (1) 構成員  
三木 哲也（主査）、森川 博之（主査代理）、井手 麻奈美、伊藤 好、今宮 清美、小瀬木 滋、鏡 弘義、門脇 直人、庄司 るり、中村 勝英、林 尚吾、原 尚子、山崎 保昭、山梨 雅彦
  - (2) オブザーバ  
大川 努、勝田 正博
  - (3) 事務局  
衛星移動通信課 巻口課長、菅田企画官、田中課長補佐、長澤航空係長
- 4 議題
  - (1) 前回議事要旨の確認について
  - (2) VHF帯航空無線電話のナロー化の審議開始について
  - (3) VHF帯航空無線電話のナロー化のニーズ等について
  - (4) その他
- 5 議事概要

議事に先立ち、巻口衛星移動通信課長からの挨拶、事務局から構成員及びオブザーバの紹介、配付資料の確認が行われた。

その後、事務局より、「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」について関係者からの意見聴取の募集の結果、特段意見がなかった旨報告され、以下の議題について審議が行われた。

  - (1) 前回議事要旨の確認について  
事務局から資料2-1-1及び資料2-1-2に基づき「議事要旨案」について説明が行われた。当該議事要旨案について意見がある場合は、平成23年12月9日（金）までに事務局あて連絡を行うこととなった。
  - (2) VHF帯航空無線電話のナロー化の審議開始について  
事務局から資料2-2及び資料2-3に基づきVHF帯航空無線電話のナロー化の審議開始について説明が行われた。
  - (3) VHF帯航空無線電話のナロー化のニーズ等について  
全日本航空事業連合会 勝田氏から資料2-4に基づきVHF帯航空無線電話のナロー化のニーズ等の説明がなされ、続いて以下の質疑応答がなされた。

三木主査 資料2-4中、9頁にある航空事業会社数について、航空運送事業会社のヘリコプター部門は1社という記載がなされており、ヘリコプターは一般的に観光用等でさまざまな事業者が運航していると思うが、実際はどうか。

勝田氏 ヘリコプターを使用した定期航空運送事業会社は、東邦航空1社のみで、その他観光等でヘリコプターを運航する会社は、航空機使用事業会社にあたる。

中村委員 今回のナロー化の対象は、117.975～137MHzの周波数帯を使用する航空無線電話に関する部分というか。

事務局 117.975～137MHzの周波数帯を使用する航空無線電話に関し、8.33kHz間隔の割当てが可能となるように技術的条件を策定するというもの。既存の25kHz間隔の割当ての中で8.33kHz間隔の割当ても可能とするためにはどのような技術基準を策定するかということをご審議頂きたい。

中村委員 電波の型式は、「A3E」または「F3E」のどちらか。

事務局 電波の型式は「A3E」である。

中村委員 電波の型式が「A3E」であれば、海上用に使用されている緊急用の周波数121.5MHzに影響がないのか。問題等ないのか。

事務局 8.33kHz間隔の航空無線電話の免許審査の際に、他の無線局との共用条件を勘案して個別に検討を行うことを考えている。

中村委員 本件のナロー化は、専用波としての使用も含めて考えているのか。

事務局 事業者の運航用に使用されるいわゆるカンパニー波の不足が背景としてある。現在、複数の事業者が共用波としてカンパニー波を使用することが厳しいという状況を踏まえて、そのような状況を少しでも緩和できればと考えている。したがって、共用波ではどうしても運用が厳しいため、専用波の割当てを要望された場合は、8.33kHz間隔の割当ても可能としておくことにより、専用波の割当て可能性も高くなるものと考えている。

林委員 国際的には、25kHz間隔の周波数を使用するエリアと8.33kHz間隔の周波数を使用するエリアにわかれているのか。

事務局 欧州では、既に8.33kHz間隔の割当てを導入しており、その他の地域では25kHz間隔の周波数を使用している。

林委員 今回のナロー化の審議の対象は国内用のものか。

事務局 国内用のものを想定している。

林委員 現状の25kHz間隔で割当てられている状況と比べて、8.33kHzへのナロー化を行った場合、どの程度（割当て可能な）周波数が増加するのか。

事務局 理論値では現行の3倍の割当てが可能となる。ただし、他の航空局との共用検討等が必要となるため、実際の増加数については実際に無線局免許の審査を行ってみたいとわからない。ただし、割当て可能なチャンネルは確実に増加する。

三木主査 8.33kHzの無線設備の技術基準策定については、実績ベースで検討するのか、それとも既存の規程をベースに策定するのか。

事務局 ICAO第10附属書において、既存の無線局からどの程度の離隔をとらなければならないか等の基準が記載されている。実際の無線機の実力値については、作業班を進めるにあたり、作業班のメンバーである各メーカーからのご意見等踏まえながら検討して頂きたいと考えている。

門脇委員 資料2-4中、11頁にある航空事業者用周波数の周波数使用状況について、未使用のチャンネルがあることが伺える。当該未使用の周波数について、制度上の制約があって使用できないのか。

勝田氏 資料2-4中に記載のある周波数は、全日本航空事業連合会で法律及び事業者からのアンケート等で調査した結果であって、実際のところ、どのように使用されているかまたは制度上の関係であるのか不明である。

門脇委員 資料2-4中に記載されている未使用のチャンネルは、使用されていないことが明確に確認されているわけではないのか。

勝田氏 そのとおり。

#### (5) その他

事務局から審議の進め方及び今後のスケジュール案について説明が行われ、今後、3週間意見聴取の募集を行った後、平成24年1月20日（金）17時に委員会を開催する予定であり、詳細については、別途事務局から連絡する旨説明がなされた。

本日の議論について、三木主査から各委員に対し謝辞の挨拶の後、閉会の挨拶があった。

#### <配付資料>

- 資料 2-1-1 情報通信審議会情報通信技術分科会航空・海上無線通信委員会第1回会合 議事要旨（案）
- 資料 2-1-2 情報通信審議会情報通信技術分科会航空無線通信委員会第15回会合 議事要旨（案）

- 資料 2-2 「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「VHF帯航空無線電話の無線設備に関する技術的条件」について
- 資料 2-3 VHF帯航空無線電話のナロー化の概要
- 資料 2-4 全日本航空事業連合会（小型機部門）の現状と課題
- 資料 2-5 VHF帯航空無線電話のナロー化に関する審議の進め方及び今後のスケジュール（案）
- 
- 参考資料 1 航空無線電話・航法システム作業班構成員名簿
- 参考資料 2 航空監視システム作業班構成員名簿